

<資料>

W.バジヨット著「イギリスの国家構造」
に寄せられたバルフォア卿の序文

渡 辺 弘

凡 例

(1) 本訳文は Walter Bagehot "The English Constitution" with an Introduction by The First Earl of Balfour (London, Oxford University Press, The world's Classics) のバルフォアの序文の翻訳である。The World's Classics に同書が収録されたのは1872年であり、その後1929年、1933年、1936年、1942年、1944年、1949年、1952年、1955年、1958年、1961年、1963年、と続き今日に及んでおびただしく版を重ね、他社の出版を加えると枚挙に暇がない。

翻訳にあたっては、1961年版を底本とした。

(2) 訳文中には、個有名詞、及び訳語のなかで、どうしても原語のニューアンスを伝えがたいと思われる部分に対しては原語（原文）を併記しておいた。

(3) 原文中の（ ）等の諸記号は、訳文でもそのまま表示するように心がけたが、引用文については「 」記号をもってし、同文の引用箇所は底本における原文を付し、頁数を（ ）内に表示することにした。

(4) 原文中の注については、その都度、それの置かれている箇所に挿記した。

(5) 訳者の注は最後尾にまとめて付す。

(一)

〔国家構造〕などといいういかめしい文章というものは通常軽い読物として済まされないものである。しかし、バジヨットの書いた「イギリスの国家構造」を退屈な読物と考える人間がいるとするなら、その人はよほど退屈な頭で読み通したものであったことだけは確実である。もちろんそのテーマとするところは疑いもなく重苦しいものである。しかしこの著者バジヨットは現代の読者に対

しても、同じく60年前にそれを始めて読んだ人にも変らぬ魅力を与えるにはおかないと軽妙にして独自の筆致でいきいきと述べている。

文章にうるさい人達に言わせると、彼の文体は時として所謂「仕上げ」に欠けているとするものもある。しかしこのことだけは言える。若し此の書が一種の真迫力と、明快な速度と、高い精神と、くもりない論理の存在を否定するものがあるとするなら——即ちこの書の隨所に現われている生氣と、要点を踏み外しているなどという人間がいれば、その人こそまさにピント外れな変人と言わざるをえない。

私の考えだと、著者の意図するところは、その文体と方法とに劣らず、極めて個性に富んでおり、同時に卓越比類ないものがある。勿論、政体を論ずるに当っては、その理論構成の方法において多様であり、その觀点において様々でありうる。例えば國家の構造を歴史的に遡及することも可能であろうし、法的な表現も加える事も可能であろうし、比較論的な評価も可能かもしれない。バジョットは國家の構造が何であるかを吾々に語りかけることよりも、むしろ、それが過去から現在に至るまでどうであったか、また、それは現在どうあるべきか、そしてそれは将来どうなるのかを吾々に語りかけることにより大きな関心を抱いているふうに思われるし、また彼はそうすることにこそ精力を傾注しているようなところが何箇所もある。そこで彼の論述の分野は広々としていて、もし私にして彼を見損うことなければ、バジョットは生来、かた苦しい、深遠なる一般論者対手にはそぐわない人間である。しかし1867年に出版された本書〔イギリスの国家構造〕の中で、彼はいみじくも、自己の主たる論旨をただ一つの点に絞って——即ち1865年から6年頃（彼が自分で体験した年代）を中心として、大英帝国が現実にどのように動いていたかという一点に絞る方法を採用しているのは、けだし賢明と言わざるをえない。彼は決して徒らに術学に堕すことなく、しかも身近で恰好な適材を擲み損ねる愚かさを演じない。そういううちに、ちゃんと論旨の中心を見失いもせず、彼の意図する方法論を抜け目なく擲えているのである。

彼の方法とは一体何であったか？

その間に答えるには、或る政治家の伝記（原註1）を書いたが、所詮は失敗に帰した一人の著者に対して、バジョットが自らの論文の一つの中で行った断定から判断するのが一番適切である。即ちバジョットはこの著者が「実際の政治的生活を綿密にしかも独力で観察していない」(He "did not looked closely and for himself a real political life".)と書いているのである。バジョットにしたところで絶対間違いをしないと言っているのではない。しかし彼は確かに自分の信条を実行しているのである。即ち彼は確かに政治生活の現実を、綿密にかつ、しかも自らの眼でちゃんと観察するのである。それ故、彼のあくまでも絶ゆることなき努力、即ち政治というかけひきの、定型的な説明とは別な、即ち区別された意味における政治の公的なかけひきを自らの眼を以って観察せずんば止まない努力が湧き出てくるのである。またさらに、さればこそ、政治評論にかけては大家である彼の、所謂憲法手続に関する手段を文学的=机上での作りごととする軽蔑の姿勢が生まれてくるわけである。

バジョットが「綿密にかつ自分の眼で観た」政治生活は興味津々たるものがあった。グレイ Grey, メルボーン Melbourne, ウエーリングトン Wellington, ピール Peel, アバーディーン Aberdeen, は既にこの世の人ではなかった。

バジョットが〔イギリスの国家構造〕を執筆中にパーマストン Palmerston は（現職中）死去している。ダービー Derby とラッセル Russell は政治の舞台から正に身を引こうとしていた。ディスレーリ Disraeli とグラドストン Gladstone はこれからというところであった。新時代を画し始めた1867年の〔選挙法改正法案〕はこの論文が初版として世に躍り出た直後に通過したのである。そして1872年版において唯一の加筆個所となったバジョットの手になる長文の「再版のための序文」が書かれる約5年前のことであった。

対外事情としてはドイツ帝国を創立した第一回のビスマルク戦争 Bismarckian war が終結し、次回の戦役が勃発しているなかで彼は執筆中であり、彼の〔再版〕の出現直前に第三次及び第四次のビスマルク戦争が起り、それはフランスをして〔帝政〕から〔共和制〕へと移行せしめたのである。

〔原注 1〕 Machnight's Life of Bolingbroke アクナイト著「ボーリングブルーク伝」

合衆国はどうかといえば、南北戦争が終結をつけ、リンカーン暗殺に伴って惹起された憲法論議が万人の記憶に生きしかった時代であった。

バジョットがこの論文を手がけたのは、このような一連の歴史的な構成の中においてであった。しかも、これらの事実は可なり重要である。それは唯単に彼の文面に活力を提供している当時の大英帝国内の出来事に何度も数々触れている理由であるばかりでなく、彼の外国についての引用例の殆んどがアメリカからのそれらであり、ヨーロッパのものではなかったという理由からである。1866年には大英帝国を除き、それ以外の国家で、自由にみちた国家構造をもつた唯一の大団といえど、それはアメリカであった。イタリアも統一後はまだまだ搖籃の中に眠っていた。フランスはナポレオン三世治下であり、オーストラリアとロシアは所謂大陸的二大帝国であった。帝政ドイツは国家創成の渦中にあった。しかし如何なる人も否定しえなかつた事実は、合衆国が殆んど自らの手による自由主義の旗の下に、殆んど三代にわたつて赫々たる繁栄を誇つたことである。したがつて、当時バジョットが自國・大英帝国を語るに当つてそれに抵抗するもの、またはそれに大刀打ちでき、比較しうる国家として、大西洋彼方にそれを求めたのも極く自然のことである。

或る国を語るに、それと全く対照なる国家を探り上げて比較検討する目的を以つてするならば多分この方法を措いては他にさらに勝るものを見しえなかつたであろう。というのは、大英帝国の国家構の中で彼の関心を最も強くとらえたものは、私の考えによれば、言いかえると、彼の最も仕事の切れた部分は、あたかも文学的……机上の取扱いによって一番あいまいにされている個所であり、且つ現実の合衆国に存在するいかなる国家構造とも全然似ていないところであったからである。その個所の眞実なる国情は、その歴史を遡及して研究するのではなくして、その国、即ち合衆国を同時に生きる海の彼方の偉大なるライバルと見なして、必要に応じて、これと対決する形式、ないしは方法によつて、最もよく自らを観察したからであったのである。

私は、私自身の極めて単純なる比較を読者子の前に勇気をもって提言してみたい。

大統領制における政治制度下では、国家統治の行政担当長官が期限つきで選出される。大統領は（先ずもって殆んど）罷免不可能である。例えその男が無能力を露呈したところで、人気が失なわれたとしても、たとえ彼の政策が国民の意志に背離しようと大統領及び大統領の政策は、改める期限の到来するのを待つ以外に手のほどこしようがない。

大統領は閣僚達の助力を受けるものの、その閣僚はいかに有能かつ卓越した人材であろうとも、政治上で定まった地位を占めることもなく、議会の技術的な経験がほとんどないことがしばしばであり、同時に閣僚は任官中は法律の定めるところにより国会議員たることを禁止されている。

大英帝国における内閣制下では万事が異なっている。統治の主務者であり、通常総理大臣と称せられるものが（この名称は成文法上では見当らない），下院の過半数以上の支持を最も得やすい政治家である理由のもとに、選ばれて、その地位を占めることとなる。彼はその支持の続く限りの期間のみ在位するのである。彼は自らの率いる党の首領である。したがって彼にとって上・下両院のいづれかの議員に属するものでなければならない。同時に、自分の所属する議員を運営指導するだけの力量をもたねばならない。大いなる相違は、大統領以下の閣僚は明らかに大統領の官吏ないしは役人であるに比し、総理大臣は一内閣の所謂、同僚閣員の首務者たるを出ない。その内閣のメンバーは（平時の慣例によれば）首相と同様に、多少の差こそあれ議会での経験所有者であり、多少なりとも議会に名声を馳するものでなくてはならない。

大統領の権限は憲法によって限定されるものとされている。その権限の行使については（それが法的権限内において）何人もその責任を負わない。総理大臣及び内閣は、それに反して、何等の成文法にも拘束されない。しかし拘束されないとはいっても、彼等は批判者と競争者を相手に廻さねばならない。それらの人達の地位を全くプライベートであるにしても憲法で保障されている事実は、彼等自身と同じである。彼等は常に、反対側の質問責めに遇い、それらに

対して公開の席上で答弁の義務をもっている。また、自己に敵対する人々の投票如何でいつ辞表を書かせられるかも知れない。

これらの観点からすれば、たしかに大統領の地位は総理大臣のそれよりはるかに強大であるという結論に達することになる。総理大臣はその職から追放することも出来ないのはもちろん、その権限を制限することすらも出来ないからである。しかるに、われわれは写真の一方側だけを観てそれで終ってはいけない。大統領の権限は総理大臣のそれにくらべると、外面上では、はるかに強大であり、不可侵であると言われているが、しかし、実際はその権限たるや、かなりの制限を受けて、しかも考え方では狭少とさえ言えるものもある。彼はその合衆国の全力を指揮するものであるが、立法は許されていない。自己の好みに合った腹心を任官することは可能であるにしても、それはあくまで上院の認可を条件としてからのことである。例え大統領の政策の中に、立法なり課税なりが極めて僅かながらであるが含まれているような事がある場合（大規模な政策にはこれらが含まれていない），これを提供するのは上院の権限内に委ねられている。ところで上院は必ずしもつねに大統領に好意ばかりを持っているとは限らないのは当然なことである。大統領は如何なる対外政策をも自らの好みに応じて実行しうるが、自ら適當と見做すどのような条約に対しても交渉することが可能である。しかし彼の交渉が好調子に運ばれたその後で上院の3分の2が彼によろこんで賛意を示さなかった場合もまた上院は大統領に好意をもっていたとは言い切れないのである。

ところで総理大臣の地位が大統領の位置よりも、それ自体としては遙かに弱少なものであるが、ところが、これが団体作業の必要が生じた場合には却って強大になることがしばしば起きることがある。というのは、団体作業の必要が生じた場合には、今度は逆に強大なることがよくある。何となれば総理大臣そのものが本質的に、一つの団体作業的な組織——ここでは、自立的なものは何一つなく、働きを受持つ部分は全部、交互依存的な体系をもっている——の一部に属しているからである。総理大臣と閣僚とは協力しなくてはならない。若しそれを怠れば、政府が成立しないことになるからだ。総理大臣の政府と、こ

れを支援する下院の過半数がまだまだお互いで協力し合わねばならない。若しそうでなければ政府は解散の憂き目を見なければならない。そればかりか、これららの要請も一方的ではなく、交互的に入り交って構成されるものである。政党員の過半数がその指導者たる閣僚連の支持を拒否した場合、もちろん、彼らの政府の政策（そのよしあしはさておくとして）の妨害することになるだけではなく、彼等はまた恐らく、自分達の選挙の見込にも有害な影響を及ぼすことになる。また、協力を拒むリーダー達は、自分の内閣、彼等は恐らく、彼等の自らの政治上の地位を強化する所以にもならないであろう。内閣の政策がこれを支持する人々のかなり強大な部分から強制的に従順を強制するならば、かえってその政策に反対の人々のためにも、内閣の仕事としてその便宜に対して考慮を惜しまない結果となっている。

かくの如く觀てくると、イギリス的内閣政治はアメリカ式大統領政治にくらべると緊密度が高いと言わざるを得ないところがある。——ところで、これはアメリカが合衆国であり、一方イギリスが一単位としての国家構造であるためではなくして、アメリカ合衆国を建設した先哲達が、意識的に一つの国家構造体制を採用樹立したためである。即ち、国務を処理する仕事が三個独立した政府の機関に委任され、その各機関は、それぞれ性格を異にし、選挙の期日も異なり、しかも各機関が国民の選定によることを正当に要求するといった体制なのである。憲法上から論ずれば、大統領と下院と代表議会とが何等かの共同の政策を実行するために協力しなければならないという理由は存在しない。むしろ反対に協力に気がすまないいくつかの場合を想像するのに難しくない。万一、国家行動の統一と敏速が要求される場合に、この現象が起ると、国家は、憲法によって国家のために用意された形式上の機構よりも、むしろ、その国民のもっている政治的天性に多く依存しなくてはならなくなるであろう。

イギリスの国家構造上の弱点は、全くこれと性質を異にするものである。その欠点が何であるにせよ、この構造が必要以上の精巧さを伴うものであり、その精巧さに欠けるような、所謂、牽制と均衡の一体からくる欠陥でないことは明白である。衆議院は政府が気に入らないと、一日も政府をこれに委托する必

要がない。しかし過半数がこれを保留と決定すると、それに必要とする資金を調達し、政府の政策が要求する法律を通過せしめる便宜は大いにある。下院は一協同体系の一部を構成し、交互に依頼する全体の要素であり要因である。そこで、もしわれわれが、その全体をバショットの観点から、即ち、二大政党組織を、じっとジャーナリストの立場から見つめながら、しかして、イギリスの議会のような、徒らに融通性の乏しい一団体を通して、社会の事勢が如何にして、とにもかくにも、これを切り抜けられるかという事実を自問してみると、内閣政治のイギリス的形態の方が極めて簡単で効果的な形態として浮んでみえてくるのである。

国家構造上の変化が大部分の場合を通じて、極めて秘密裡に、或いは、暗黙のうちに行われるという形式をとり、革命的な急激な変化とか、劇的な立法などによって目星をつけることの出来ないような国家構造を考察する場合には、われわれは、ややもすると、年代的な感覚が麻痺しているために道路に迷いこんだり、政治上の標準が欠如しているために均衡の感覚を失ったりしやすい傾向を帶びている。少くとも私のみるところでは内閣制度が徐々に生長して遂に確立したという現実は、かの Revolution settlement 以後のイギリス憲法史上の如何なる事実よりもはるかに重要なもの——例えば1832年に端を発した一連の選挙法改正法案などよりも問題なく重要なものと考えられていた。この問題は一度もスローガンに採用されることもなく騒然たる政争に巻き込まれた中心になった事もない。一度も成文法によって認められた事もない。そしてまた、いつの頃から充分な効果を有するに及んだかについても唯一人確認する事ができない。これが憲法の実際運営上の中軸をなすものとして具体化されている今日では、この制度が、二、三の前述のように周知の如き結果を含むものであるということがどうにか判然とするようになった。その第一は、議会の上・下両院間の選択の問題としては、あらゆる政府がその存在上、依存しなくてはならない議院は指導的役割をもつ〔議員〕の方でなければならぬこと。第二には、リーダー的役割を演じる議員は、その役割を果たすためには一個の組織団体である事を必要条件とし、あくまで自らが暴民と化することをいましめねばなら

ぬこと。第三は、吾々の現在までの知識では一個の自由会合にとって極く自然で無理のない組織であって、その上輿論との接触をつねに心がけるだけの融通性、弾力性をもった唯一の組織体は政党による組織体であるということである。

以上の原理中、第一は明らかに上院に対するわれわれの見解に影響せざるをえない。第二、第三の原理は、さほどまでに明確ではないが、私の見解によると、遙かに重大な仕方で、王冠の近代的位置に対するわれわれの見解に大いに影響せざるを得ないものと考える。

次にこれらの問題を探り上げてみよう。

(二)

われわれはおそらく次のように考えても構わないであろう。バジョットが行なった内閣政治に対する明晰なる分析が終ったのちは、イギリスの国家構造についての論述は、むしろ本論が終ったあとでの附録に似た形式で述べる事以外は殆んど言いたいことも残していなかったのではなかろうか——と。彼は有史以来の諸制度を中心に群生し続けた様々の法制上の諸形式と儀式の諸々の儀飾品を精査した上で、その国家構造の内部を透視しようとする努力に絶対の情熱を傾注して、かくしてイギリス政治の領域の核心に肉迫してゆくのである。バジョットは自治組織的団体であるわれわれがどうして事実上、歴史的にその自治を達成していったかを、実に熱心、かつ、執拗に探究して倦むことを知らず、遂にその結論の解明に到達した事は、大方の意見の相違なきところである。われわれは内閣を経て、立法府が選ばれ、それらを統括するものとして総理大臣があり、同時にその内閣はわれわれ国民が選挙した下院に完全な依存をなしている。以上がわれわれの自治政体である。もはやこれ以上の贅言は必要としないと言ってよいであろう。もちろんわれわれは下院といいういわば補助議院を確かにもってはいる。しかしこの存在はあくまで補助としての役割を演ずるものであり、近代において、それらは確かに、あらゆる場合において、それはそれなりの役割を演じてきたことを一向に自分としても否定するもので決してない。

更にわれわれは国王をもっている。しかし現行イギリスの内閣制度——ないしは国家構造の下において国王は閣僚の助言に従って行動し、国家的儀式において儀礼的にのみ最高の演技者の役割を演じ、また国王に対してもっている国民感情としての仁慈と愛撫によって、一般われわれ国民のため慈善事業に協力する事以外の如何なる役割をなすことができるだろうか。あるいはまた(これらの事柄をバジョット獨得の表現を翻訳すると)国家の実践的部分 *efficient parts* があざやかに回転しているのに、主として尊厳的部分 *dignified parts* が、どうあろうと、何故問題にする必要があるであろうか。

思うに、この質問に対してバジョットはまず第一にかく答えたであろうと思う。前回における上院の場合でも、国王の場合でも、どちらにも尊厳の部分と同時に実践の部分もまた備っている以上、前者ばかりでなく後者をも、これを考慮に入れるべきであると。もちろんこの回答は正しい。過去40年ばかりの間、憲法制定の問題が西洋の関心を大いに刺激し影響が多かったのは事実であるが、その間にも補助議員としての上院の必要性の有無が再三、再四にわたって議題に採り上げられたが殆んど不成功に終ってしまっている。ところで憲法制定從事者の手になったものではないが、史上、貴族院なるものが長い間上院の代理を勤めてきているし、しかもそれは一部の人たちの名誉職として続いてきた。この名誉職をめぐって、覇を争うこともなく、むき出しの欲望による葛藤も全くなかった。その貴族院の犯した誤謬はそのまま今日にそれを移してきても現在の知識階級の興論を代表する殆どの団体もまた同じように犯している誤謬であるに過ぎず、等しく時宜を得たものとは言えない。貴族院で行われる討論は卓越の風格を備えて余りあるものであった。貴族院は現実的には政争を巻き起す原因になるような議題からいつも超然というか卓越というか、そのような卓抜の風格を備えて、いわば特別法案 *Private Bill* に関する立法の分野では見るべき立派な業績を今日まで続けてきたし、現に行いつつあり、(また、時宜をゆるせば) 上院から回送されてくる種々の議案を、ここばかりは原則的に超党派の立場から修正を加除する仕事も行なっている。恐らく、すぐれた政治のエキスパートの数を以ってすれば却って下院にまさるとも劣らな

いであろうし、同時にこの事実は〔議会〕の討論において、下院のそれに比すと自己の意見を開陳するチャンスに恵まれること遙かなるものがあるもの確かである。(原注2)

〔原注 2〕バジョットは上の章において軽視できない理論の誤謬を犯している。(それは他の理論者もかなり共通した誤謬ではあるけれども) すなわち、彼はクラウンによる貴族の創設ということをもって上院との間に介在する障壁を開けるため憲法によって予め準備された解決策でもあるかの如く論じている。現実にはこれが誤解を生ずる呉れなしとしない。アメリカ合衆国の大統領と議会との間に意見の衝突ないし相違が生じた場合において問題が特に議会が議案を通過させ大統領が認可を拒否するような立法である場合、その矛盾解決には議会が再び三分の二のことを以て通過せしめるという方法がある。この方法は正しく立憲解決策といえるわけである。何となれば、この方法によって当面の問題が解決され、憲法改正を回転できるからである。貴族の創設という事後対策がこれに優先するとは速断できないと思う。この問題で国王の大権が、善用、悪用のいづれにせよ行使せられた唯一無二のものである場合、上院の変化は僅かのことに止ったわけである。僅か12名しかいない新トーリー党 new Tory Peers なる貴族を新設するだけで、バジョットがそのボリンブルーク論 On Bolingbroke において「脱走によって遂げられた不名誉な平和」'A mean Peace effected by desertion' とよんでいるのを批准を受けた。しかし、次のケースも想像できるのである。即ち、近代的条件下においての立法的解決策 Constitutional remedy なるものを一、二回適用するだけで事実上、長い歴史をもったわが国の憲法が補助議員たる貴族院に関する限りでは、破壊の恐れはまずもって皆無であると言いうるのである。この様な手術が必ずしも悪いと私は主張しているのではない。

それはまたものの目的とするところでもない。ただ私が言いたい私は、その方法をもつと正しい、いや適當な名称でのばれるべきであるということなのだ。それは一つの解決方法と称すべきにあらずして、一つの革命と称すべきだというのである。

(訳者注) この第二の原注あたりバルフォア卿は調子が昂く、見事ともいえる。バジョットの犯した誤謬に関して次の通りの訳者の小さな三つの拙論がある。

〔バジョット著（イギリスの国家構造）に関する分析上の混乱について。〕

〔さらに、バジョット著（イギリスの国家構造）に関する分析上の混乱について。〕

〔三たび、バジョット著（イギリスの国家構造）に関する分析上の混乱について。〕

これらの機能があるのを承知の上で、更にその楼上に上院が、今日のイギリスの国家構造において、バジョットがその機能の重大なる一要素と認めている

議案の保留と再検討の義務を遂行しているか、どうかは、これは別問題である。私はこの問題をここで触れるつもりはない。それは第一にこの問題を提起すれば、即ち論争という形式に踏入らねばならぬ事になるし、そうなれば私の書いている論争ができるだけ避けて平穏裡に終始したいという志を以て旨とするバジョット紹介文に相応しいものではなくなるということ。第二に、私に許されている紙面から計算しても〔イギリスの国家構造〕の特徴をなしている第三の要素——即ち国王に対してバジョットが如何にこれを取扱ったかという事から暗示される反省の方を探り上げた方が一層有効となるのではないかと思うのである。

この部分でもまたバジョットはわが国の尊厳的部分に属するというより、むしろ実践的部分に帰属すると思われる要素を見付けている。彼の考え方では(それは正しいのであるが)、国王は形式とか儀式を全く度外視して、若し国王にして、豊富なる経験と能力に富み、国家の諸問題に対して充分なる知識を兼備し、且つその配下の閣僚に対して親愛なる接触をいとわず維持し続けるならば、あらゆる政治の場において国家における極めて重要な存在であり要素たりうるに充分であるという。彼は

「聰明にして政治に理解する国民を統治する君主の地位は、その人が賢者なら例外なく、何を描いても採りたい地位」と考えている。

He thought the post of 'Sovereign over an intelligent and political people was the post which a wise man would choose above any other.'
-from The world Classics, W. Bagehot. The English constitution, 1963 Oxford U.P. (p. 66)

ところで若しバジョットが、再三にわたる世人の嘲笑と罵倒にも屈することなく、イギリス国民を政治的にして聰明なる国民であると認めたとすると、彼もまた賢人のうちの一人であることは確かであるから、仮に運命のまにまに彼が王冠を頭上に仰ぐことがあったとすると、彼自らは正に我が意を得たりの感を得たものであったと推量してもよかろうと思われる。バジョットは或る部分、

子供っぽいところがあるが、そんな国王の一人が、その配下の閣僚たちに向って、時々機会毎に説諭するような口調を述べている。

〔これらの政策の責任は一切国王にある。国王が最善と思うことは何でもしなくてはならない。国王がそう思うものに対して、私は充分にしてかつ有力なる支持を惜しまない。ただし国王も承知の事と思うが、これこれしかじかの理由によって国王の計画はよくないから、かくかくしかじかの理由によって国王は計画を立てない方がよい。私は反対しない。反対するのは自分の義務に非ず。しかしこれだけは承知してほしい、私は警告だけはちゃんとしておく。〕

'The responsibility of these measures is upon you: Whatever you think best must be done. Whatever you think best shall have my full and effectual support. But you will, observe that for this reason and that reason what you propose to do is bad: for this reason and that reason what you do not propose is better. I do not oppose, it is my duty not to oppose: but observe that I warn'. (Ibid., p.67)

或る危急な場合に発生する事件を仮想して、閣僚連に国王が自ら説諭する言葉のすべてを仮定したバジョットの描いた一場のスケッチには一種の思いがけないユーモアが随所に溢れて面白い。しかしこの文章は彼が彼を描こうとしているのが一目して瞭然たるものがあって、その内容の説明をあえてする必要もない。ともかく、それはバジョットの見解とぴったり一致しているのである。仮に万が一にも立憲君主が性格と、能力を仕事に対する情熱を所有するものとすれば、君主たるものあくまで純然たる政策上の問題においてすら国家に対し極めて価値ある仕事と義務を努めねばならないことになるであろう——という。

バジョットはこの万が一にもという想定を念頭から外した事がない。その思考の主体が国王であろうと、農民であろうと構いなしである。世襲的血統が正しく続いて、平常人以上の能力を着実に維持することは不可能であると彼は論じるのである。王統にはヴィクトリヤ女王やジョージ三世やジョージ四世の

如き人物も出るのである。もっと露骨な表現をとると、性格や仕事に対する情熱は一人前であっても、能力は殆んどないという例もあれば、逆に多少の能力はあっても性格上欠格者で、仕事も殆んど出来ないという場合がある。この二種類及び容易に想像しうる他の場合は、ひいき目に見ても時々現われるものと見做さなければならない。その様な場合は、われわれは一人の庸君をいただくことになる。ところで（バジョットの言葉に従うと）、〔聰明なる君主の利益は測定すべからざる価値をもっているのに反して、暗愚なる君主の害は殆んど取り返しがつかないことになる。〕

‘The benefits of a good monarch are almost invaluable, the evils of a bad monarch are almost irreparable’. (Ibid., p. 23)

察するに、この国王の影響力に対する（これは多少過大に失しすぎの感あり）評価は政治的な問題よりもむしろ、社会的な問題を指していっているらしく従って、これはイギリスの国家構造上の論議の圈内に入らないように思われる。そこで政治本来の問題に戻ってバジョットがイギリスの国家構造の中の尊厳的部分の側面を代表するものとみた国王に対する彼の見解を辿ってみよう。それは極めて簡単に要約可能である。彼は、これを国家の必要不可欠なもの、そしてそれをイギリス国家の弱点から生まれた必要不可欠なものと考える。

比の二点についてはいずれの場合にも彼の意見は、例の肉迫する魅力ある筆致をもって力強い。必要という点については、例えば、

〔女王（ヴィクトリア）の尊厳的資格における有効性は無限である〕。

と言い

〔この女王が英国におられなかつたらイギリス政府はたちまち失脚し消滅し去るであろう〕。(p. 30)

と言い、更に

〔実践的部分、即ち内閣制度は、その部分が必要とするにも拘らず、自らの力をもって産み出すことの出来ない尊厳的部分に依存している〕。

とも言っている。

この必要を生ずる国家の弱点についても、やはり彼は容赦なく苛酷である。しかしこのことについての彼の所説は是非とも註釈を加える必要があるのであるが、片言雙語では表現しえないたぐいの微妙さをもつものである。

バジョットは社会機構のさまざまな部門に深い根本的な知的能力の差異があることを観察して、この事実から深く感銘を受けているように思われる。彼は言う。〔下層階級、中流階級、それに教養を身につけた所謂一万人の選ばれた人々を基準としたテストを実施してみると民衆は依然として頭の働きが狭く、理解が鈍く、研究心に乏しい民衆でしかない。〕と。更にその後で附言している。〔この民衆の各種分類の歴然とした相違というものをいつも気兼ねすることなく、不斷にこれに対し注意と関心を強制しないような哲学は、根本的な誤謬に蝕まれた理論である。〕(6頁) という。

この事は、もちろん、バジョット自身の哲学の欠陥として非難すべき欠点ではないことは確実である。しかしここでわれわれが疑問なのは、彼はこの必ずしも愉快とも思えない反省の結果から、いかなる教訓を引出そうと意図したのであろうか。それはこうではなかろうか。国民の構成が数千人の教育ある人々と、数百万人のそうでない人々から成立している以上は、われわれが、二つの面をもった、しかも一個しかない国家構造——即ち知性ある少数者と、情緒のみに訴えようとする多数者、この二面を兼備した国家の存在をむしろ幸福なりとせねばならぬ。知性ある数千のものに対しては実践的部分、即ち議会、閣僚、政党その他のものがある。そうでない多数の者に対しては尊厳的部分がある。(これは、即ち、劇場的、神秘的、宗教的ないしは半宗教的などという言葉で説明されている)、この面はわれわれの眼をよろこぼし、想像力を刺激し、すべての政治組織の中に活力を提供するのである。同時にこれは全く無知で、あるいは、救いようのない愚鈍な人間のもつ知的素質には無理強制をしない部分なのである。これは国王と関連している。実は、それが王政なのである。それは、いわば、一種の仮装とでも称すべきもので、それによって普通イギリス人は自分が王政下に統一されているのではなくて、共和制下に統一されていることに気づかずにいるのである。バジョットの言を借りると、「イギリス人という個人、し

かも19世紀なる世紀においては、これに適合するものが即ち仮装された共和制だからである。」

われわれの著者バショットは自分の同胞の中で残念ながら、それが大部分なのだが、これがこの道化師に偽瞞されるのをみて、悪気の感じない驚きの表情、あるいは軽蔑の表情とも受けとれる表情を殊さらには隠したてようとしないのは事実である。彼はこう皮肉るのである。「イギリスの政府は隠れんばがよほどうまいと見えて、諸君が馬車にのってダウニング街へ行ってくれといったところで、駄者は、そんな街は知りませんね、と返事するのはまずもってほほ確実だ。」と書いている。でもその駄者にしたところで、自分の仕事と無関係で、何の利益にもならぬものなら、そんな街の名は一向に存ぜぬと返事したところで無理からぬことだ。バショットが以上の例え話で言わんとする批判は、勿論、その駄者の「ヴィクトリヤ女王」が彼女の「尊厳的」義務を執行している「バッキンガム宮殿は百も承知の上であろうが、内閣が政府の実務を実践的に執行している——「ダウニング街」のことを知らぬ存ぜぬ——と言わんとするにある。しかしこの種の無知が普通横行しているといったところで、われわれはそれに対して意外の感を抱いたり、非難を感じたりする必要が果してあるであろうか。もしその駄者が負けず嫌いの気の強い政党人であったとしたら、たまたまその際のダウニング街に集合している閣僚達を国家のための危険人物と見做したかもしれないという想像も、半分あたるわけである。駄者がそのような政党人でもなければ、彼は閣僚をギャンブルに表裏のある如く、たまたまその時は敵に勝っているというだけの一種の競技者であるとみると、いう想像は十中七、八分、当をえているであろう。その勝負は敵味方に分れて、当人同志は別々に名乗りをあげて争っているが、少くともその駄者の眼に映ったのは、どちらか一方が自分たちの方に幸運が向いてくる度毎に（つきが廻ってくる度毎に）結局大同小異のやり方で、大同小異のことをやっている連中ぐらいにしか閣僚を評価しないであろうと思う。

上記二つの観察は格別珍らしくもない批評であり、あの歴史上著名な街を夫々交替しながら占拠する歴代の内閣に対して敵意をもつとのと、それが両方のい

づれに転ぼうとも自分の知った事ではないと勝手な熱を吐く連中との二つの場合である。もちろん賞讃を惜しまぬ人もないわけではない。しかしこの場合は概して、むしろ冷静で、いつとはなく、そして何とはなしに条件付きなほめかたとなる。例えば、私見によると、そのほめ方は大ざっぱにいって次のような形を帶びてくる。やれやれこれで一安心、取るべき連中が天下をとった。ただ惜しむらくは、あの第一党たる政党は至極律義ではあるが、情熱において欠げるところがあるだけの、折角その政党の持込んだ絶好のチャンスを、あのメンバーでは充分ものにする事は出来そうもあるまい。しかしまあ不運としてあきらめる外あるまい、といったぐあいである。

さて、こんなふうに批判され、こんなふうに観察され、またこんなふうに弁護される閣僚政治というものは——即ち周囲の連絡のない統治の形式が相次いで行われ、各自は意見を異にし、又その意見が異なればこそ、そこに衿持を感じるという、このような形式の集合場所ともいえる閣僚政治というものが、どうして国民一般の愛国心及び愛国的な感情を喚起し得ようか。愛国心というものは統一と関連という概念を内蔵するものである。いかなる冷たい愛國者といえども、自分自身を確かに何らの永続的な全体の一部（ある国家内に誕生する）という現実にしても、ある国家に入籍するにしても）として認識しなければならないし、そしてまた必ずといっていいくらいそういうするものである。ここでいうその全体という言葉の意味で、その全体の国家の歴史について、莫然としてではあるが例外なく何等かの感情をもっている。その上國家の将来について、かすかながらも希望と恐怖をもっている。如何にして閣僚政治の構造が、これに類する感情を、たとえ最低調の形式においてすらも、暗示するにしろ、強調するにしろ、とにかくそれだけの作用をするであろうか。内閣政治とは、かかる感情を必然的に前提とするものである。そしてそれがなくては義務の遂行は不可能である。感情は閣僚政治を源泉として自然発生的に生まれてゆくものであろうか。周知の事ながら、閣僚政治はあらゆる段階において政党を通して行われる——ダウニング街においては政党政治、下院においては政党過半数、選挙区においてもまた政党過半数。ただそれだけのものであってもわれわれに統

一方を与えてはくれない。なぜならば、これらは党派の分裂が生み出した産物であるとともに、同時に党派分立の道具にこそなれ、それ以上のものではない。それらのものだけでは、われわれに政治の連帯感を与えてくれはしない。なんとなれば党派的過半数というものは安定したためしがないからである。これらのものはもちろん、忠実に国民の世話をやいてくれるし、まずまず大局的にいて遺憾なくやってくれている。しかし考えてみなければならぬ。それが他方では国民相互間の分立を深刻化し、また抜きがたいものにするという犠牲において行われてはいないか。それゆえにバジョットの駆者が祖国イギリスの統一と連帯感の象徴として、イギリス内部の論争と喧嘩の象徴としてではなく、一個の〔宮殿〕を探し求めているものとするならば、確実に彼の目はダウニング街に向けられるよりもむしろ当然バッキンガム宮殿に向けられるのが本当であろうというものだ。

私見では、それだからこそ、バジョットの外面的な形式を放棄してその政治の実相を喝破するという手法の点においては、たしかに感嘆すべき技倅を発揮して注目に値するものがあるが、政治的実相の更に底辺まで愛着して、この政治の実体を可能ならしめている国民の特性にまで込喰んでその実体を悉知してしまうほどの成功までは収めていないよう思うのである。彼はその地点では見るべきものはほとんど触れずにいるといつてもよい。イギリス国民の無能を関してバジョットは歯に衣をかぶせない種々の酷評を試みているが、これだけを材料としても、ここに解明すべき問題が存在することを示すのに充分であるところに、彼はこれが解明に対して殆んど無関心と思われるほど冷胆でしかも放棄している。周知の如く、彼の考えではイギリス国民の大多数は「思想の視野が狭小で、探究心に欠陥していて、理解力が貧弱であって」大抵の場合、彼等の国家の内面の実態よりも、外面的で皮相的な芝居に動搖される国民であると見ていている。それにしても、イギリス国民がその歴史を通して、すぐれた自治精神を発揮している事も恐らく彼は否定しないにちがいない。バジョットはイギリスの国民個々人に関しては国家の実践的部分を理解するだけの能力を欠如していると考えている。しかし、その個々の人の集合体、即ちイギリス国民全

体を一つの単位として観察した場合、イギリス国民は世界政治の模範として、秩序ある自由と、理にかなった政治技倆を誇示提供しているのであって、イギリス人種、又はイギリス国民以外の国民がこれと大刀打ちするとしても相当苦労しなくてはならないものであったという事実を否定することはあるまい。屹度彼は、われわれが現に今その下に生きている諸々の制度は、その模範を外国に求めたものではなく、国内の理論家の発明にかかるものでもなく、現実には、どうだか、はっきりしないが、イギリス人特有の国民性に、多少のラッキーも加わり、予想を上回る代物（しろもの）が産み出されたのである。——その程度のこととは彼も認めたはずである。

以上、ひとまとめに逆説を略述してきたが、最後に一筆もって締めくくりをしてみたいと思う。バジョット自身の説を辿ってみると、イギリス国民全体としてのイギリス国家は、その統一性と連帯性に対する国家的意識において、他のいかなる国にも追随を許さないということが不思議なくらい極めて明瞭となってくるのであるが、しかし、ところが一方では、イギリスの政治の実践的部分は（後述の如く二種類あるが）、一個の政党的基礎の上に組立てられているものであり、——換言すれば、分立の組織化と不和の未解決性の上に打立てられたということが不思議にはっきりしてくるわけである。しかし、これらの諸問題に対する解決法を捜すのに最も可能性に富むものは既に暗示したところではあるが、バジョットはこの方面に決して深入りはしなかった。もしわれわれが中世的君主より近代的民主国家へと移行変化して行ったあの永い歴史の流れと、おどろくほど変化に富んだにもかかわらず、ほとんどが損耗なしにこれを遂行したあの過程の真の根底を捜し出そうとするならば、われわれは理性とか理論とかは第二として、まず性質と気性を研究することこそ肝要である。このことは、英國式制度をそれと全く無縁な存在でしかない他国にむかって強制、勧告する人があるとするなら、憶えていても決して損にはならない真理である。かかる実験は、それだけの危険性を必ず伴わずにはおかないのである。憲法を真似するは容易である。しかし国民性は真似できない。この矛盾から容易ならぬ結果が生じないとは断言できない。その例を思いつくまま次に列挙してみよ

う。

- ① 若し彼等が自分の持っている忠誠心によって動くと同時に、その忠誠心に濃淡の度をつけ加える能力に不足しているという場合。
- ② また自由を求める生來の敬意を有しない場合。
- ③ すっきりしたユーモアを欠如していたりユーモアを欠如したり闇取引を寛大に見逃したりする国民である場合。
- ④ 如何にして妥協すべきかという潮時を看破判別できないもの。
- ⑤ 時々、論理の欠如などという言葉で誤称されているが、実は極端な結論につりこまれないだけの自信なき場合。
- ⑥ 金で買収されたりすることが少しも神経に触れない国民である場合。
- ⑦ 最後に、党派の分立が余りにも多數となり、あるいは深刻化した場合。

以上のような時にはイギリス式の制度の運転が困難となり、あるいはそれに止まらず不可能となる。実際議会的な説得術と巧妙なる政党の管理行為に対する技術が理想的に訓練されないような国家では、イギリス式の制度は一番可能性が少なくなっているということが、嘘のようにみえるかもしれないが、これが事実である。

以上の私観を私の極言だとする人があれば、内閣政治のこれらの最後の条件を真自目に考えてもらいたい。もし下院が二大政党又は三大政党への分立によって組織されずして、ほぼ力の均衡された六派にかりに分裂したとすると、内閣政治の生まれた本場であるイギリスにおいてすら、この制度を運営することが、いかに困難を極めることになるかを覚悟されたい。この時の混乱と策動との想像だけでは満足な納得がゆかない人があれば、もう一つの仮説を想起してもらう他はない。仮にいくつかの分派が二派に（二派とは周知の通り、内閣政治にはあつらえむきの数ではあるが）押しつめられたとしても、但しこの両派の分派の間隙は底のないほど深くなり、内閣の交迭ということが實際には憲法的な手順を被った一つの革命であるという場合を想像し給え。この場合も、最初の例と同様に、政治の機構と同様に、政治といふいわば機械にもたとえようものが、普通われわれがその円滑な回転活動を期待して当然と思っているかも

しれないが、現実にいかに微妙なものであるかは他に例をみないほどでもあるのではなかろうか。

この私の説を苛酷に過ぎると思う人があれば、閣僚政治のこれらの最後の条件を真剣に考慮してほしいものだ。もし下院が二大政党又は三大政党によって分立され組織されずしてほぼその力に匹敵する六派（例えばのことであるが）によって分解されるとなると閣僚政治発祥の本場イギリスにおいてすら、この制度の運営がいかに困難になるかということに留意してほしい。この混乱と策動との仮想画だけではまだ現実の面で承服しかねるという人があれば、次に掲げるもう一つの仮説を考えてもらえばことが足りる。かりに、いくつかの政治上の党の分派が、閣僚政治としてはおあつらえむきの数である二派におしつめられたとしても、ただしこの両派を分つ間隙が底なしに深くなり、内閣更迭ということが現実には憲法的な手続きを被った革命であるという場面を想像してみるとよい。この例も、当初の例と同様に、政治の機械というものが、普通われわれはその円満な運転を当然のことのようにすましているが、実際にはいかに微妙なものであるかを明示してあまりあるものではなかろうか。

なかにはあるいは、次のように考える人があるかもしれない。即ちもし下院の過半数が革命を欲するならば、革命もまた結構、と。ところでもちろん下院がこの点において、その社会の動かない確信を十二分に代表するものであれば、この解答で充分なものがある。しかし、もしそうでないとするならば、どういうことになるのか。こういう極端な場面に相当した下院という場所が、その社会の不動の意志が果して代弁し代表するものであるかということを保障する方法が何か存在するであろうか。イギリスの国家構造の内閣は、もちろん、政治活動を輿論の平常的な動搖に適合させるのには、まことに誂え向きに立派なものであるが、かかる過激な政情を処理しうるということを期待すべき根拠が何か存在するであろうか。この制度が革命的暴力と反対革命的暴力の数々の衝撃をどこまでも最後まで切り抜け通すことが出来るであろうか。私には理解できない。この実験はまだ一度も試錬された事がない。互に交替するイギリスの内閣は相違する政党に所属し、しかも、社会の根本問題については一度も意見を

異にした事がなかった。国民の全部が根本においては一心一体であればこそ、話し合い討論し合う余裕をもち、自ら慎しむだけの自信があればこそ、果てしない政争の攪乱の中にまき込まれる危険がないのである。以上のようにこのような国民を前提とするところにイギリス全政治機構が明確に成立し構成されているのである。私は訴える。永久にイギリス政治のかくあらん事を。

(三)

上述の観察はわれわれを次の問題へと導き連れ戻す。国民の性格と気質とはこれを別として、果して、国家の構造の内部において政党の争議とは不可分であり、あれを緩和する可能性があるのであろうか。

私見によると二つ考えている。

即ち公共奉仕と王冠の問題である。比の二つは全く似ても似つかない別ものである。公共奉仕はイギリスの国家構造の実践的部分内にある一車輪にしかすぎないが、王冠は尊厳の部分の典型である。公共奉仕は云わば政党の下に属しているが、王冠は政党を超越して存在している。しかし両者とも、眞の意味において政党からは全く独立しており、同時にまた両者とも不可欠な存在である。

普通公共奉仕組織、殊に官僚組織については多くを語る必要がない。彼等は政策の大綱の管理者でもないし、従って政策に対して責任を負うべき筋合いのものでもない。いかなる政党にも所属しないので、政党政治には、その理由そのものによって、他にかけ替えのない要素となるわけである。これらの組織を通すことによって殊にその高等部門を経過させることによって、政党あるいは首相からその後継者への責任移転ということが、行政機構の中に破壊的要素を投げ込むことを意味するものでもない。方向は変るかもしれないが、カーヴはなめらかである。もし今までに於ける限り行政的連帶性が政党間の競争にも打ち切られることなく一貫して継続してきたとすれば、このラッキーを産んだ功労は、主として、黙々と自己の責務を遂行していった官僚事務組織の人々にこそ向けられるべきである。

英國の政治組織の非政党的要素の第二番目のもの、私はそれを君主であると

意図しているが、これを注目すると、目前は更に廣々とした地平線が開けてくる。

大英帝国の王位はわが國古來の國家構造の他の殆んどすべての部門と同様、極めて近代的な側面を一つ持っている。わが国王はその正統と職責に拠ってわが國民の歴史いわば生きた代表者である。バジョットの考えたようにイギリスの各制度の民主的傾向を隠すのではなくて、かえって、この性質を顕揚するものである。国王は一党派の主領でもなければ階級のリーダーでもない。——眞実には多数の國民の元首なのである。彼はイギリスにおいては万人の王なのである。この言葉によって私は国王が大英帝国の支配者であるというよりも、むしろ、その帝国のすべての部分の共同物であるという意義をもたせるものである。彼はこの帝国が構成されている種々雑多の社会、身分上の上下を問わず、これらのすべてを結ぶ運命を予定された一つの紐帶なのである。自律的民主國家（その中に大英帝国も含まれ、かつそれはすべての國家の母体でもある）はそれぞれの王を自分達のイギリスの國家構造上の頂点に相当するものと觀ている。なおこれ以外に、世界に分散している各領地のいろんな民族（その幸福のため大英帝国は数代に及んで、自ら責任をとってきた。）の元首である。

かくの如き國家の進展はバジョットにとって残念ながら予期するところではなかった発展であり、現今においても世界のすべてから必ずしも認知されていない憾みをもっているのは正に事実である。これらの進展をみたら国王に対するバジョットの見方も大いに変化をきたしたに違いない。彼も恐らく、これを昔のある時代の尊厳的な所謂古色蒼然たる遺物であり、自由に対して脅威を及ぼすような権力は既に剝脱されており、無知な國民の想像力に無造作に訴えるが故に、主として価値あるものとしてはみなかったであろう。いやむしろ帝国の基礎を強固にするためにどれだけ大きな役割を演ずる運命をもつかを知ったのであろうと私は信じる。地理的に各所に分割分離して起るあらゆる困難に直面して精神的統一を維持確保する上で、彼の力がいかに大きなものであったかを知ったであろう。もし二十世紀の君主が十八世紀のそれの如く政党に手出しをするか、あるいは、バジョット自身の時代の君主のように、イギリス側の

多数票に依存する大臣達の忠言にもとづいて現代の所謂自治領の問題に容喙し処理するような事があれば、国王として、これだけの事業は到底不可能であることを知ったことであろうことだけは確信できる事だ。帝国のこの近代的形態は勇敢にして大胆なる、しかも、極めて新鮮なる実験行為である。その成否という結論に対しては少くとも平和と幸福と繁栄とが保障されるか否かもかかっているのである。そして、王冠というものがなかったとしたらこの実験にすら着手不可能であったことに思いを至らしめると、古色蒼然たるイギリスの諸制度を極めて近代的な活用の世界まで、人知れず進化せしめた諸々の変化の中にあって〔イギリスの王政〕の変化こそ、幸運のなかで最高、成功にして最大、であるものであったことを疑うわけにもゆかないのである。

バルフォア

ウイッテンガムにて

1927年11月

(訳者注)

(1) (2) ウォルター・バジョット Walter baghot (1825-77) 及びバルフォア卿 Balfour (1878-1930) についてはブルタニカ、及びアメリカーナの説明は要を得て簡、まったくその人となりを語りて妙、改めて贅言を必要としないのでそれらを参照してほしい。

(3) バジットの国家論の邦訳としては、吉田世民訳〔英國憲法論〕(興亡史論、8巻、興亡史論刊行会、大正七年刊、世界興亡論、第8巻、平凡社、昭和五年。) 及び深瀬基寛〔英國の國家構造〕(弘文堂書房、昭和22年)。近くは小松春雄〔イギリス憲政論〕(世界の名著第66巻、中央公論社、昭和45年)がある。その他にも訳書の出版が想像されないこともないが、聞き及ぶこともなかったし、したがって以上の三冊だけしか知らない。就中、吉田氏の訳書は今日では殆んど入手不可能に近いものになっているが、これは元九大教授宇賀田順三博士からいただいた貴重の文献で、故人となられた今日、思ひがけない遺品として重宝している。深瀬訳は、戦後20年ぶりに再版されたが、これは創版に対して改められた個所を認めない。英文学者の手なれた訳文ではあるがイギリスの国家構造を語るに専門語、訳訳の中で馴染めない個所がある。更に惜むらくは二版以後に付記されたバジョットの長文の序文の訳が省略されているのは残念である。小松教授訳はまだ目を通してない。

拙訳に当って上二冊を参考にすること歎しとしないが、あくまで自分の思い通りのも

のであって、仕事に当って翻訳上のいかなる自由も束縛するものではなかった。

(4) バジョット論では拙稿〔バジョット小伝〕（社会体制8巻2号）でも触れているように、バルフォア卿の他に Norman St. John-SStevas. や、R. H. S. Crossman 及び Alastair Bucuan の方が出色であった。バルファ卿の他に R. H. S. Crossman を近日中翻訳出版を予定している。

(1980. 3. 24)